

医療法人社団河合会小規模多機能型居宅介護あいの泉 運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、(医)河合会が小規模多機能型居宅介護事業の運営等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 要介護者及び要支援（以下「要介護者」という）について、その者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその者の居宅において自立した日常生活を営むことができるようにする。

(運営の方針)

第3条 運営事業の実施主体は(医)河合会であり、地域の民生委員及び地域の代表者及び地域包括支援センター及び倉敷市介護保険課と連携して運営する。

(実施施設)

第4条 本事業は(医)河合会の施設内に併設された新倉敷メディカルスクエアと認知症対応型共同生活介護グループホームあいの泉と連携を取り、整備した小規模多機能施設（以下「事業所」という）において実施する。

2. 本施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 : (医)河合会 小規模多機能型居宅介護あいの泉
- (2) 所在地 : 倉敷市玉島 1719

(利用対象者)

第5条 利用対象者は、原則として介護保険適用者で家族等による適切な援助を受けることが困難な者であって、事前に利用について登録している人を対象とする。

(サービスの内容)

第6条 本サービスの内容は、次の各号の通りとする。

- (1) 高齢者のため居宅において生活することに不安のある者に対し、訪問サービス・通所サービス・宿泊サービスを組み合わせ、入浴・排泄・食事等の介護・機能訓練を提供すること。
- (2) 居宅生活における不安に対する各種相談、助言を行うとともに緊急時の対応を行うこと。
- (3) 居宅生活者が緊急あるいは必要とする時は、宿泊について提供する。
- (4) 利用者と地域住民との交流を図るための各種事業及び交流を目的とした場の提供を行うこと。

(利用定員)

第7条 登録定員（登録者の数の上限をいう。以下同じ。）は24名とし、宿泊サービスは1回に4名、通いサービスは1回に12名を限度とする。

(職員の配置)

第8条 下に掲げる職員を配置する。

職 種	定 数	業 務 内 容
管理者	1名	小規模多機能型居宅介護事業所の提供する介護サービスと事業所の運営について責任を持つ。
看護職員	1名（以上）	利用者の方の健康管理及び主治医との連絡調整をする。
介護職員	8名（以上）	通所と訪問サービスの提供及び緊急時の対応をする。
介護支援専門員	1名	サービス提供についての計画等を作成する。

※介護職員については8名以上とするため、変更のある場合は常時掲示して知らせる事とする。

(職員の職務)

第9条 小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの個性と理念を大切にし、家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

(営業日及び営業時間)

第10条 営業日については原則として365日、24時間営業とする。

訪問サービスについては24時間営業とし、通所サービスについては午前9時から午後4時、宿泊サービスについては午後4時から午前9時とする。但し、通所サービス・宿泊サービスについては、緊急時、利用者及びご家族の方の希望に応じ、事前に連絡を頂いた場合は時間延長も対応することとする。

2. 営業については利用者の方にサービス計画書に基づいて適切に介護サービスを提供致します。尚、緊急時にはいつでも対応させていただきます。

(利用料)

第11条 本事業に係る費用は重要事項説明書によるものとする。

(守秘義務)

第12条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

2. 事業者は職員であったものに業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、それらの秘密を保持すべき旨の契約書を採用時に提出させるものとする。

(居宅サービス事業者等との連携)

第13条 事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス計画及び

小規模多機能型居宅介護計画又は、介護予防サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「介護計画」とする。）を作成するとともに、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2. 事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めなければならない。
3. 事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して、適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（事業の実施地域）

第14条 倉敷市の地域

（サービス利用にあたっての留意事項）

- 第15条 利用者は事業所及び他の利用者の方に精神的・肉体的・物理的被害を与えた場合、又は与えるおそれのある場合は、十分に事業主と協議すること。
2. 利用者は他の利用者に感染症等の被害を与えるおそれのある場合は、速やかに事業所に申し出て、利用について協議すること。場合によってはサービスの内容によって中止、あるいは制限がつく場合がある。

（緊急時等の対処方法）

- 第16条 職員は、本事業の実施中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡する等、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なくその旨を管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

- 第17条 事業者は、消防器具の点検及び避難訓練は職員と利用者の方も含め毎年行う。
- 本事業の実施中に事故が発生した場合又は災害時には、速やかにその旨を利用者の家族等に連絡するとともに、緊急のやむを得ない場合は利用者の安全のために必要な措置を適切に講じなければならない。

（身体拘束の廃止）

- 第18条 事業所は、不当に利用者に対し、隔離、身体拘束、その他の方法により利用者の行動を制限しない。但し、利用者、従業者、その他の利用者の生命又は身体を保護する等、やむを得ない場合には、この限りではありません。

（苦情処理）

- 第19条 事業所は提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置等、必要な措置を講

ずるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第20条 事業所は、利用者の人権・虐待等の防止のため次の処置を講ずるものとする。

- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修・委員会の実施
- （2）虐待を防止するための措置を適切に実施するため担当者を置く
- （3）利用者及びその家族からの虐待に係る相談を受ける体制の整備
- （4）その他虐待防止のために必要な処置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを倉敷市に通報するものとする。

（職場におけるハラスメントの防止）

第21条 事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講ずるものとする。

（事業継続計画の策定等）

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるように努める。

2. 従業員に対し、業務継続計画について周知徹底するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施するようにする。

3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うように努める。

（その他運営に関する留意事項）

第23条 事業所は、職員等の資質向上をはかるために、研修の機会を次の通り設け、併せて勤務体制の整備に努めるものとする。

- （1）採用時研修：採用後3ヶ月以内
- （2）継続研修：年1回以上

2. 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行う。

（改正の手続き）

第24条 この規程を改正する時は、理事会の承認を経て行うものとする。

附 則

この規程は平成18年5月1日から施行する。

この規程は平成19年5月1日から施行する。

この規程は平成20年9月1日から施行する。

この規程は平成21年5月1日から施行する。

この規程は平成21年10月1日から施行する。

この規程は平成24年4月1日から施行する。

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規程は平成30年3月1日から施行する。

この規程は平成30年4月1日から施行する。

この規程は令和5年7月1日から施行する。

この規定は令和6年2月1日から施行する。

